

資料5

# 「動物性集合胚」について

第71回生命倫理専門調査会

2013年4月4日

町野朔(上智大学生命倫理研究所)

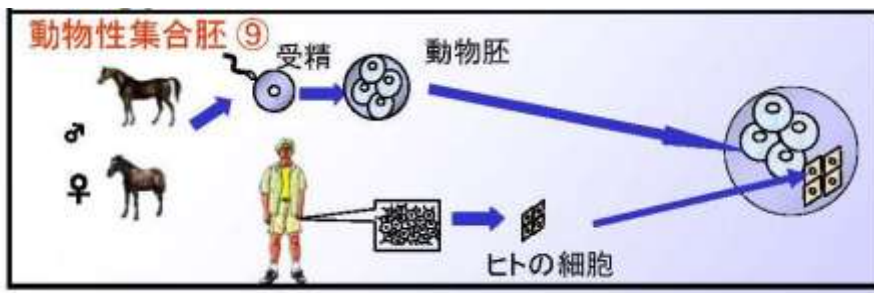
➤ 「クローン技術等」によって作られた胚

## I 動物性集合胚について

## 胚＞特定胚＞動物性集合胚

- ◆ クローン技術等によって作られる胚の胎内移植の禁止+そのような胚の適正な取扱いの規定(1条)
  - 「胚」作成技術 >
  - 「ヒト又は動物の胚又は生殖細胞を操作する技術」 >
  - 「クローン技術ほか一定の技術(以下「クローン技術等」という。)」
- ◆ **胚操作のすべてが対象とされているのではない。**
- ◆ 特定胚
  - クローン系(除核した卵子に細胞の核を移植)
    - 人クローン胚
    - ヒト胚核移植胚
    - ヒト性融合胚
    - 動物性融合胚
  - ハイブリッド系(受精による交雑)
    - ヒト動物交雑胚
  - キメラ系(胚同士あるいは胚と細胞が集合して一体となる)
    - ヒト集合胚
    - ヒト性集合胚
    - **動物性集合胚**
  - それ以外
    - ヒト胚分割胚

## クローン技術規制法2条(定義) 1項20号



- 胎内移植(着床)禁止の措置がとられるまで
- クローン・キメラ・ハイブリッド個体産生の防止

## Ⅱ 指針による胎内移植(着床)の禁止とその趣旨

### クローン技術規制法と特定胚指針

- 規制の法形式
  - ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(クローン技術規制法)
    - 法律
  - 特定胚の取扱いに関する指針(特定胚指針)
    - 命令
    - クローン技術規制法(4条)に根拠を置く行政命令。
    - このような根拠のない行政倫理指針(ES指針を含む)とは基本的に違う。
- “核心部分(クローン・キメラ・ハイブリッド)は法律で、それらの胚研究という周辺部分は指針で”という基本方針は「科学技術会議生命倫理委員会」で決定。
  - クローン小委員会クローン技術による人個体の産生等に関する基本的考え方(1999年)
  - その後の展開
    - 罰則をつけることにした。
    - クローン・キメラ・ハイブリッド胚ばかりでなく「もどき胚」も対象とすることにした。
- 全部を法律でやらなかった理由
  - 技術的部分については命令で規制し、適時かつ柔軟な対応が可能。
    - Cf. 道路交通法; 道路交通法施行令(政令)・道路交通取締規則(総理府例)
  - 委任を逸脱する命令は「国会立法の原則」(憲法41条)に反して無効となる。
    - 特定胚指針の問題
      - 閣出主義を「限りなく許可制に近い閣出制」にした。
      - 特定胚作成の禁止。
- 「指針」であり「政省令」という形を取らなかった理由
  - 個体の産生とは違い特定胚の取扱い自体からは弊害が生じない。
  - 研究者の研究の自由は可能な限り確保すべきである。
  - 柔軟に、総合科学技術会議の意見を聞きながら適時に対応しうるようにする必要がある。

## 「胎内移植」(着床)の禁止

- 人クローン胚・ヒト動物交雑胚・ヒト性融合胚・ヒト性集合胚
  - クローン技術規制法3条により禁止
  - 違反は16条により10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金または併科
- それ以外の特定胚
  - 作成が認められている人クローン胚、動物性集合胚(特定胚指針2条)も含めて、全部が「当分の間」着床禁止(特定胚指針7条)
  - 着床が、「無届出・虚偽届出、変更の無届出・虚偽届出、計画変更命令違反、中止命令違反」としてなされたときには、クローン技術規制法17条により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 現在の「着床禁止」まで

- 人クローンに関する法律問題研究会「人クローン個体の産生等を禁止する法律についての報告書」(平成11年4月19日)
  - 個体産生目的でのクローン・キメラ・ハイブリッド胚の着床・その未遂を処罰。
  - 国が許可すればtherapeutic cloningを認める。
  - 正当な理由のないキメラ胚・ハイブリッド胚の作成は禁止。
- 科学技術会議生命倫理委員会・ヒト胚研究小委員会「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」(平成12年3月6日)
  - クローン・キメラ・ハイブリッド個体産生は処罰(着床を念頭に置く)。
  - ES細胞研究と調和を取りながら、クローン・キメラ・ハイブリッド胚を用いた研究は認めるが、適正に行われるようにするための法的規制が必要である。
- クローン技術規制法(平成12年11月30日)
  - 人クローン胚・ヒト動物交雑胚・ヒト性融合胚・ヒト性集合胚の着床の禁止。
  - より広範囲の「特定胚」の研究は指針により規制。
    - 研究状況の進展に対応して迅速・柔軟な対応が可能。
- 国会決議
  - 特定胚の着床禁止の措置がとられるべきこと。
- 特定胚指針(平成13年12月5日)
  - 着床の禁止

## 特定胚胎内移植(着床)禁止の趣旨

- クローン・キメラ・ハイブリッド「もどき胚」を着床させることにより、何かの拍子で、これらの個体が出来てしまうことを防止する。
- **いずれにせよ、着床禁止は個体の産生(出生)を禁止するためであることは、クローン技術規制法の趣旨と同じ。**
  - “着床させること自体が「人間の尊厳」に反する“という単純な命題で済まされることでないことは明かである。

## 動物性集合胚の「ヒト胚」性と着床の禁止

- “「動物性集合胚」はヒト胚ではない。”
- 中絶したときに墮胎罪が成立するか、母体保護法の適用があるか、という観点からの議論。
  - “人クローン胚、ヒト胚分割胚はヒト胚＞胎児”
  - “それ以外、キメラ人間、ハイブリッド人間もヒトとはいえない”
- “動物性集合胚は「ヒト胚」ではないから着床を禁止するのは不当だ”ということはいできない。
  - 人クローンに関する法律問題研究会「報告書」→クローン技術規制法1條
    - クローン人間→コピーの作成
    - キメラ・ハイブリッド個体→人の種としてのアイデンティティの侵害

▶ 着床禁止の理由と国会附帯決議

## Ⅲ 指針改正への基本的視点

### 国会附帯決議の射程(Tragweite)

- ヒト臓器を持つ動物を出産させ、ヒト臓器を得ることを目的として、動物性集合胚を動物の胎内に移植することを解禁すべきか。
  - 特定胚指針7条は改正されるべきか。
- 衆議院科学技術委員会/参議院文部・科学委員会附帯決議
  - 「指針には以下の要件が盛り込まれること ア 法3条に掲げる胚以外の特定胚についても、人又は動物の胎内に移植された場合に人の尊厳の保持等に与える影響が人クローン個体若しくは交雑個体に準ずるものとなるおそれがあるかぎり、人又は動物の胎内への移植を行わないこと。」
- 特定胚指針は法律ではないが、その改正が国会の示した意思に反するものでないことが必要であると思われる。そのためには、以下のいずれかであることを示し、国会の理解を得ることが必要だと考えられる。要するに、「人クローン胚・ヒト動物交雑胚・ヒト性融合胚・ヒト性集合胚」以外の「特定胚」が着床されさらには出生することを許容したとしても、3条で法の危惧するような「人の尊厳の保持等に影響」を与えないということを示さなければならない。それには、次の3要件が備わっていることが必要であると思われる。
  - ① 不必要な個体産生を防止する措置がとられていること。
  - ② 個体産生を認める場合(現在問題の動物性集合胚の場合)、それが、ヒトの種としてのアイデンティティーの侵害の意味で、人の尊厳を侵害するものでないこと。
  - ③ 医学研究が社会的有用性と合理性を有し(CSTP報告書参照)、人の尊厳を侵害するものと考えられなくなったこと。

ご静聴有り難うございました。

